

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

一 知事の附属機関 (省略)

二 教育委員会の附属機関 (抜粋)

附 属 機 閔	山梨県文学館協議会
担 任 事 務	博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
委 員 の 定 数	15人以内
委 員 の 要 件	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者
委 員 の 任 期	2年

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(昭和60年3月29日 教委規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (省略)

(補欠委員の任期)

第3条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機間に会長及び副会長一人を置く。

(定足数の特例)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附 属 機 閣	定足数
山梨県高等学校入学者選抜制度審議会	過半数
山梨県へき地等教育振興審議会	過半数
山梨県立美術館協議会	過半数
山梨県考古博物館協議会	過半数
山梨県文学館協議会	過半数
山梨県地方産業教育審議会	過半数
山梨県スポーツ振興審議会	過半数

第6条 (省略)

(幹事)

第7条 附属機関に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる

第10条～第11条 (省略)

(定例会及び臨時会)

第12条 次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会の開催回数は、同表の開催回数欄に掲げるとおりとする。

附 属 機 閣	開催回数
山梨県立美術館協議会	年2回
山梨県考古博物館協議会	年2回
山梨県文学館協議会	年2回

2 前項に規定する臨時会は、必要に応じて開催する。

(庶務)

第13条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

附 属 機 閣	所 属
山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校入学者選抜制度審議会	高校教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校教育課
山梨県立美術館協議会	美術館
山梨県考古博物館協議会	考古博物館
山梨県文学館協議会	文学館
山梨県地方産業教育審議会	高校教育課
山梨県スポーツ振興審議会	スポーツ健康課

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館専門委員会要綱

(設置)

第1条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の事業運営上の専門的事項について協議するため、山

梨県立文学館専門委員会（以下「委員会」という。）
を文学館に置く。

（組織）

第2条 委員会は、8名以内の委員をもって組織し、委員は文学館の運営又は文学に関し、専門的知識を有する者の中から、文学館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（会議）

第3条 会議は必要に応じ、館長が必要とする事項について協議する。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は文学館において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から改正する。

この要綱は、平成13年4月1日から改正する。

○山梨県立文学館協力員設置要綱

（設置及び目的）

第1条 山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の事業に、ボランティア活動をとおし、文学館の利用者の便宜をはかるとともに円滑な文学館運営を促進し、もって県民のための文学館としての地域文化の向上に資することを目的として文学館協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（業務）

第2条 協力員は、文学館の活動に対し必要に応じて、次の業務を行う。

- 一 入館者に対する助言及び相談
- 二 入館者の案内等
- 三 その他必要と認める業務

（資格及び委嘱）

第3条 協力員は、一般公募より募集し、応募者の中から次の条件を満たす者につき館長が委嘱する。

- 1 文学について関心と理解を有する者
- 2 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日（1日8時間）のボランティア活動が可能で健康な者

（任期）

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（その他）

第5条 協力員は、文学館が主催する展覧会等の入場

について優遇を受けることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

○山梨県都市公園条例

（昭和39年3月31日 条例第21号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 方第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第2章 都市公園の管理

（行為の禁止）

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらび損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立ち入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

（行為の制限）

第4条 都市公園（有料公園施設を除く。）において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同

項の許可を与えることができる。

- 3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(休業日及び利用時間)

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。)を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等(以下この号において「行為又は利用等」という。)については、別表第3に定める額(当該行為又は利用等が消費税法(昭和63年法律第108号)第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のもの

に該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の105を乗じて得た額)

- 二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額

- 2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰すことのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第10条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務

- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、都市公園の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ができるものであること。

三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、

知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

4 第1項又は第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、第16条第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第16条 第14条第4項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

4 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によって利用できなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの

事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

第四章 監督 (省略)

第五章 雜則

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第24条 法第5条第1項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(軽易な変更事項)

第25条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第3条、第4条、第7条から第9条まで、第24条及び第25条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第28条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(過料)

第29条 次の各号の一に該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

- 一 第3条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者
 - 二 第4条第1項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者
 - 三 第8条の規定による知事の命令に違反した者
- 第30条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、